特定非営利活動法人　住民互助福祉団体　ささえ愛　山元　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　住民互助福祉団体　ささえ愛　山元　という。

（事務所）

第２条　この法人の事務所は、宮城県亘理郡山元町に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　特定非営利活動法人　住民互助福祉団体　ささえ愛　山元　は、助け合いの精神に基づ　　き、安心して老いるためにを合言葉に、だれでもが心豊かに安心して暮らしていける地域社会をめざし、民間サイドで高齢者や虚弱者に介護を提供する事業等を行い、地域社会の福祉の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

　　　　（１）保健、医療又は福祉の増進を図る事業

　　　　（２）まちづくりの推進を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　　　（１）特定非営利活動に係る事業

　　　　　　①家事援助及び介護介助等の事業

　　　　　　②食事サービスに関する事業

　　　　　　③通所介護等の事業

　　　　　　④グループホームに関する事業

　　　　　　⑤介護保険制度に関する事業

　　　　　　⑥研修・啓発等の事業

　　　　　　⑦その他、この法人の目的達成のための事業

　　　　（２）収益事業

　　　　　　①物品販売業

　　　　　　②遊技所業

　　　　　　③一定の技芸教授等

　　　　　　④医療保険業

　　　　２　前項２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は二種とし、活動の趣旨、目的に賛同し、所定の会費を負担するものであれば誰でもが会員となり得る。

　　　　（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会し、一定の会費を納める個人又は団体とし、正会員を特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（２）賛助会員　この法人の事業を賛助・後援するため入会し、賛助会費を納める個人及び団体とする。

（入会）

第７条　会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込み書により理事長に申し込むものとする。理事長は、入会申込があったときは正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

　　２　会員と認めたものには、別に定める会員証を発行するものとする。

　　３　会員証の有効期限は、毎年３月３１日までとする。ただし、賛助会員の有効期限については別途定める。

（会費）

第８条　会員は会費を納めるものとする。会費は理事会で定める。

（会員の資格喪失）

第９条　会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届を提出したとき。
2. 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき、又は団体が消滅したとき。
3. 所定の会費を納めないとき。
4. 除名されたとき。

（退会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が、この法人の定款等に違反したり、又は名誉を毀損する行為 があったときは、総会の議決により除名することができる。

（会費等の不返還）

第１２条　既に納入された会費等の返還はしないものとする。

（会員の義務）

第１３条　会員はこの法人を政治・宗教等に利用してはならない。

　　　２　会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

1. 信義に従い、誠実を旨としてサービスに従事しなければならない。
2. サービス提供中に知り得た利用者及び家族の秘密を他に漏らしたり、他の目的に利用してはならない。
3. サービス提供中に物品の斡旋、販売をしたり、物品や現金等を受ける行為をしてはならない。
4. 医療法による医療行為をしてはならない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１４条　この法人に次の役員を置く。

　　　　　　（１）理事　　３人以上６人以内

　　　　　　（２）監事　　１人

　　　２　理事のうち、１人を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。

　　　３　この法人に役員の他に、顧問を若干名置くことができる。

（選任等）

第１５条　理事及び監事は総会において選任する。

　　　２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

　　　３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

　　　４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

　　　５　顧問は理事会が選任し、理事長が委嘱する。

（職務）

第１６条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

　　　２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

　　　３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

　　　４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

　　　５　監事は、次に掲げる職務を行う。

　　　　（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

　　　　（２）この法人の財産の状況を監査すること。

　　　　（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

　　　　（４）前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。

　　　　（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１７条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

　　　２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

　　　３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１８条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１９条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

　　　　（１）心身の故障のため、職務の遂行に耐え得ないと認められるとき。

　　　　（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

（報酬等）

第２０条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲以内で報酬を受けることができる。

　　　２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

　　　３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長は別にさだめる。

（職員）

第２１条　この法人に事務局長その他の職員を置く。

　　　２　職員は理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第２２条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２３条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２４条　総会は、以下の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業計画及び活動予算ならびにその変更
5. 事業報告及び活動決算
6. 役員の選任又は解任及び報酬
7. 入会金及び会費の額

（８）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第５１条　　　　において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

（９）その他運営に関する重要事項

（開催）

第２５条　通常総会は、毎年１回開催する。

　　　２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
2. 正会員総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 第１６条第４項第４号の規定により、監事からの招集があったとき。

（招集）

第２６条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。

　　　２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　　　３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２７条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２８条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２９条　総会における議決事項は、第２６条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

　　２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　　３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合に、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決した旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第３０条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

　　　２　やむ得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決委任することができる。

　　　３　前項の規定により表決した正会員は、前２条，次条第１項及び第５２条の適用については、総会に出席したものとみなす。

　　　４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決にくわわることができない。

（議事録）

第３１条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

　　　２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

　　　３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
2. 前項の内容を提案した者の氏名又は名称
3. 総会の決議があったものとみなされた日
4. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第３２条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第３３条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３４条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 第１６条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３５条　理事会は、理事長が招集する。

　　　２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

　　　３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の７日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３６条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第３７条　理事会における議決事項は、第３５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

　　　２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３８条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

　　　２　やむ得ない理由のため理事会に、出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

　　　３　前項の規定より表決した理事は、前条及び次条第１項については、理事会に出席したものとみなす。

　　　４　理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

　　　２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第４０条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 会費
3. 寄付金品
4. 財産から生じる収益
5. 事業に伴う収益
6. その他の収益

（資産の区分）

第４１条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第４２条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４３条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第４４条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）

第４５条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４６条　前条の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

　　　２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第４７条　予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

　　　２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更生）

第４８条　予算議決後にやむ得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更生をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４９条　この法人の事業報告、活動決算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、

　　　　　毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

　　　２　決算上剰余金が生じたときは、事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第５０条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第５１条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５２条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
4. 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更に伴うものに限る）
5. 社員の資格の得喪に関する事項
6. 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
7. 会議に関する事項
8. その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
9. 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
10. 定款の変更に関する事項

（解散）

第５３条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
3. 正会員の欠乏
4. 合併
5. 破産
6. 所轄庁による認証の取り消し

　　　２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

　　　３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産）

第５４条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げるもののうち、社会福祉法人　山元町社会福祉協議会に譲渡するものとする。

（合併）

第５５条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　広報の方法

（広告の方法）

第５６条　この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、管報及び河北新報に掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第５７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

　　　理事長　　　　中村怜子

　　　副理事長　　　早坂とみ子

　　　理事　　　　　渡部芳子

　　　同　　　　　　栃窪広子

　　　同　　　　　　後藤朝子

　　　同　　　　　　遠藤孝喜

　　　同　　　　　　日下康子

　　　同　　　　　　日下俊直

　　　同　　　　　　渡邊一子

　　　同　　　　　　大坪浩信

監事　　　　　中村雅知

　　３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１７条第１項の規定にかかわらず、設立の日から平成１２年３月３１日までとする。

　　４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４５条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

　　５　この法人の設立当初の事業年度は、第５０条の規定にかかわらず、成立の日から平成

１２年３月３１日とする。

　　６　この法人の設立当初の会費は第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

　　　（１）正会員　　月会費　　　　１,０００円

　　　（２）賛助会員　個人一口　　　２,０００円

　　　　　　　　　　　団体一口　　１０,０００円

附則

この定款は宮城県知事の認証があった日（平成１８年９月５日）から施行する。

この定款は宮城県知事の認証があった日（平成２４年１０月２９日）から施行する。

参考事項

１　平成１５年３月の総会、理事会において役員改正が承認され、次の役員とする。

　　　理事長　　　　　中村怜子

　　　副理事長　　　　小野寺冨士夫

　　　理事　　　　　　栃窪広子

　　　同　　　　　　　佐々木眞喜子

　　　同　　　　　　　金子とみ子

　　　同　　　　　　　大坪浩信

　　　同　　　　　　　引地とも子

　　　同　　　　　　　村上茂

　　　同　　　　　　　矢野治恵

　　　同　　　　　　　菊地則雄

　　　監事　　　　　　松田満

２　平成１６年１０月８日の総会において、事務所の所在地が以下のとおり承認された。

　（事務所）

　第２条　この法人の事務所は、宮城県亘理郡山元町山寺字北頭無１２０番地３に置く。

３　平成１７年４月２８日の臨時総会において、会費の改正が承認された。会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

　　（１）正会員　　　月会費　　　１,５００円

　　（２）賛助会員　　個人一口　　２,０００円

　　　　　　　　　　　団体一口　１０,０００円

４　平成１７年４月２８日の臨時総会において、役員改正が承認され、以下の役員とする。

　（種別及び定数）

　第１４条　この法人に次の役員を置く。

　　　　　　　（１）理事　　３人以上６人以内

　　　　　　　（２）監事　　１人

　　　　２　理事のうち、１人を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。

　　　　　　理事長　　　中村怜子

　　　　　　副理事長　　佐藤宏

　　　　　　理事　　　　佐々木眞喜子

　　　　　　理事　　　　大坪浩信

　　　　　　理事　　　　村上茂

　　　　　　理事　　　　矢野治恵

　　　　　　監事　　　　松田満

５　平成１９年の総会において、役員改正が承認され、以下の役員とする。

理事長　　　中村怜子

　　　　　　副理事長　　佐々木和美

　　　　　　理事　　　　佐々木眞喜子

　　　　　　理事　　　　大坪浩信

　　　　　　理事　　　　村上茂

　　　　　　理事　　　　金子富男

　　　　　　監事　　　　松田満

　平成２０年３月３１日付、副理事長　佐々木和美辞任。

６　平成２１年の総会において、役員改正が承認され、以下の役員とする。

理事長　　　中村怜子

　　　　　　副理事長　　佐々木節子

　　　　　　理事　　　　佐々木眞喜子

　　　　　　理事　　　　大坪浩信

　　　　　　理事　　　　村上茂

　　　　　　理事　　　　金子富男

　　　　　　監事　　　　松田満

７　平成２３年の総会において、役員改正が承認され、以下の役員とする。

理事長　　　中村怜子

　　　　　　副理事長　　佐々木節子

　　　　　　理事　　　　佐々木眞喜子

　　　　　　理事　　　　大坪浩信

　　　　　　理事　　　　村上茂

　　　　　　理事　　　　金子富男

　　　　　　監事　　　　松田満